

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北工業大学の行動指針（BCP）

*レベルの判断は、国、地域、本学の状況を総合的に勘案して決定します。

*この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

2021年9月13日改訂

レベル	目 安	授 業 (研修・大学院授業／卒論・研究)	学生の課外活動	学内会議	出 張	研究活動	勤務体制	キャンパスへの入構管理		
								教職員	学生	学外者
1	国内で感染者が認められる	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業等を実施します。 ★時間外(平日、休日の21:00以降)の使用は禁止します。	感染対策を施した課外活動を許可します。	感染対策に配慮して、対面会議も行いますが、オンライン会議を推奨します。	感染拡大地域への出張は原則禁止します。但し、その他の出張先については、感染状況を確認し感染対策を行ったうえで認められます。	◆感染対策に配慮して、研究活動を行うことができます。	通常	通常	対面授業、研究活動等のための入構は認める。	感染拡大地域からの入構は、原則禁止します。(学校運営上必要な場合は、所属長の許可を得て認められます) ◆守衛室で入構管理必須
2	県内で感染が拡大している(まん延防止等重点措置等)	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業とオンラインを併用して授業等を実施します。 ★時間外(平日、休日の21:00以降)の使用は禁止します。	感染対策を施した課外活動を許可します。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。	感染拡大地域への出張は原則禁止します。但し、業務上やむを得ない場合、学部長等(局長)の許可を得て認められます。	◆感染対策に配慮して、研究活動を行うことができます。	通常	通常	対面授業、研究活動等のための入構は認める。	感染拡大地域からの入構は、原則禁止します。(学校運営上必要な場合は、所属長の許可を得て認められます) ◆守衛室で入構管理必須
3	国から宮城県に緊急事態宣言が発令	原則オンラインにより授業を実施します。ただし、定期・追再試験、4年生の研修、大学院関連授業は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により行うことができます。(担当教員の指示確認の下、感染対策を施すこと)	原則禁止	原則として、オンライン会議のみ(経営の意思決定等に係る会議は除く)	原則禁止	◆現在進行中の実験・研究を継続するために必要な最小限の研究室関係者のみ、研究室主宰者の許可の下で研究室への立ち入りが可能です。 ◆立ち入る研究室関係者は、現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とします。	現在進行中の重要な業務を継続するために必要最小限の者が学部長等(局長)の許可を得て短時間出勤する体制とし、7割程度の在宅勤務とします。(出勤者同士の面談を極力避けることとします。)	事前に学部長等(局長)の許可を必要とし、入構記録を残します。	原則禁止(研修等の入構は指導教員の許可、その他は各課事務局の許可を得て認められます) ★入構申請、守衛室で入構管理必須	原則禁止(学校運営上必要な場合は、学部長等(局長)の許可を得て認められます) ◆守衛室で入構管理必須
4	学内で大人数の集団感染や複数の集団感染が発生	オンライン授業のみ ※自宅にICT環境がない場合は、学部長等の許可を得て大学内で行うことができます。	全面禁止	オンライン会議のみ(経営の意思決定等に係る会議は除く)	禁止	◆大学機能の最低限の維持のために必要な場合に限り、学部長等組織代表者の許可の下で一時的に研究室への立ち入りが可能です。 ◆学部長等は、立入許可者名を事前に守衛室へ連絡します。 ◆守衛室で入構記録を残します。	出勤して行わなければならない緊急的業務は学部長等(局長)の許可を得て行い、それ以外は、在宅勤務とします。	事前に学部長等(局長)の許可を必要とし、入構記録を残します。	禁止 ※入構する場合は事前に学部長の許可を得て認められます。(申請制) ★守衛室で入構管理必須	原則禁止(学校運営上必要な場合は、学部長等(局長)の許可を得て認められます) ◆守衛室で入構管理必須